

避難確保計画

2020年11月改定

施設名称	放課後等デイサービス tuna
法人名称	NPO 法人市民活動サークルえん

1. 本計画の目的

この計画は、水防法第15条の3第1項、土砂災害計画区域等における土砂災害防止対策の推進に係る法律第8条の2第1項の法律に基づくものであり、本施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

2. 本計画の報告

この計画を作成及び必要に応じて見直し・修正をしたときは、法律に基づき遅滞なく当該計画を生駒市長へ報告する。

3. 本計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は利用する下表全ての者に適用するものとする。

種別	昼間	夜間	休日
利用者数	10人	0人	15人
施設職員	5人	0人	5人
備考	最大人数を記載		

4. 避難情報と求められる避難行動

種別	求められる避難行動
避難準備・高齢者等 避難開始	<p>災害による人的被害が予想されるときに、避難行動のための準備や要配慮者※の早めの避難を呼びかけるために発令します。</p> <p>(発令されたら)</p> <p>①家族との連絡や非常持出品の用意などの避難準備を始める。</p> <p>②要配慮者や避難に時間がかかる方は、家族や近隣の方などと連絡を取り合い、避難場所への早めの避難を開始する。</p>
避難勧告	<p>災害が発生する危険性が高まり、避難行動を開始しなければならない段階で発令します。</p> <p>(発令されたら)</p> <p>①災害の種別に応じた避難所へ避難を開始する。</p> <p>②避難場所への避難はかえって危険と判断した場合は、屋内の安全な場所へ避難する。</p>
避難指示(緊急)	<p>災害が発生する可能性が非常に高く、危険が目前に迫っている状態、または災害が既に発生している段階で発令します。</p> <p>(発令されたら)</p> <p>①避難を完了していない場合は、直ちに避難所へ避難を完了する。</p> <p>②避難所への避難はかえって危険と判断した場合は、屋内の安全な場所等へ避難する。</p>

※要配慮者：災害時に特に配慮を要する者

5-1. 防災体制（洪水）

本施設は、0.5m以上の浸水が想定される対象河川が

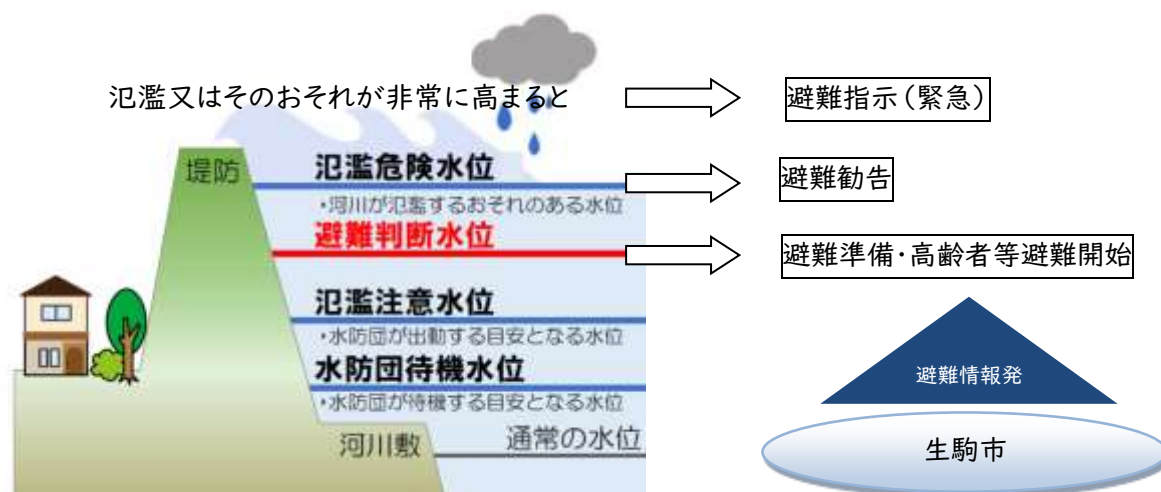
■	ある
□	ない

(1) 対象となる河川について

本施設において、0.5m以上の浸水が想定される対象となる河川及び水位観測所における各基準水位は以下のとおり。

対象となる河川	想定される浸水深(m)	河川名	河川管理者	水位観測所名	水防団待機水位(m)	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
■		竜田川	河川課 郡山土木事務所	一分	1.00	1.80	1.80	2.10

「対象となる河川」の各基準水位において、生駒市からの避難情報が発令される判断基準は以下のとおり。



(2) 防災体制等について

防災情報及び防災体制確立の判断基準は以下のとおりとする。

体制	体制確立の時期	活動内容	対応部局 (対応要員)
注意体制	≪奈良地方気象台からの情報≫ ■「生駒市」に洪水注意報が発表 □「生駒市」に大雨注意報が発表 □台風の接近が予想される場合	■気象情報の収集 ■河川水位情報の収集 □ □	事務局
	≪河川管理者からの情報≫ □「対象となる川」に氾濫注意情報が発表		
	≪その他≫ □		
警戒体制	≪奈良地方気象台からの情報≫ □「生駒市」に大雨警報(浸水害)が発表 □「生駒市」に洪水警報が発表	■気象情報の収集 ■河川水位情報の収集 ■避難情報の収集 ■要配慮者の避難誘導 □使用する資器材の準備 ■関係者(保護者)への連絡 ■二次被害危険性のある資器材の撤去 □ □	事務局 現場スタッフ
	≪河川管理者からの情報≫ □「対象となる河川」に氾濫警戒情報が発表		
	≪生駒市からの情報≫ ■「対象となる河川」に避難準備・高齢者等避難開始が発令		
	≪その他≫ □		
非常体制	≪河川管理者からの情報≫ □「対象となる河川」に氾濫危険情報が発表	■気象情報の収集 ■河川水位情報の収集 ■避難情報の収集 ■施設内全体の避難誘導 □ □	事務局 現場スタッフ
	≪生駒市からの情報≫ ■「対象となる河川」に避難勧告または避難指示(緊急)が発令		
	≪その他≫ □		

5-2. 防災体制（土砂災害）

本施設は、土砂災害計画委域内に

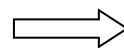
□	ある
■	ない

(1) 対象となる土砂災害について

本施設において、土砂災害が発生するおそれがある種別および現象は以下のとおり。

対象となる土砂災害	土砂災害の種別	現象
□	がけ崩れ (急傾斜地の崩壊)	<p>地中にしみ込んだ水分により急な斜面が突然崩れ落ちる現象</p>
□	土石流	<p>長雨や集中豪雨等により山や川の石と砂が水と一体となり一気に下流へ押し流される現象</p>
□	地すべり	<p>大雨や長雨等により雨水が地面にしみ込み、地面が広い範囲でゆっくりと動き出す現象</p>

土砂災害の発生又はそのおそれが非常に高まると



避難指示(緊急)



土砂災害警戒情報が発表されると

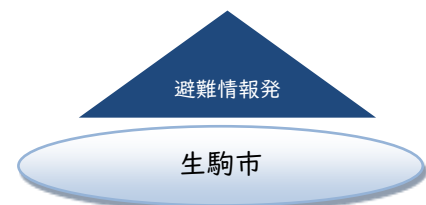


避難勧告

大雨警報(土砂災害)が発表され土砂災害の危険度が高まると



避難準備・高齢者等避難開始



(2) 防災体制等について

防災情報及び防災体制確立の判断基準は以下のとおりとする。

体制	体制確立の時期	活動内容	対応部局 (対応要員)
注意体制	≪奈良地方気象台からの情報≫ ■「生駒市」に大雨注意報が発表 <input type="checkbox"/> 台風の接近が予想される場合	■ 気象情報の収集 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	事務局
	≪その他≫ <input type="checkbox"/>		
警戒体制	≪奈良地方気象台からの情報≫ <input type="checkbox"/> 「生駒市」に大雨警報(土砂災害)が発表	■ 気象情報の収集 ■ 避難情報の収集 ■ 要配慮者の避難誘導 <input type="checkbox"/> 使用する資器材の準備 ■ 関係者(保護者)への連絡 ■ 二次被害危険性のある資器材の撤去 <input type="checkbox"/>	事務局 現場スタッフ
	≪生駒市からの情報≫ ■ 土砂災害に対する避難準備・高齢者等避難開始が発令		
	≪その他≫ <input type="checkbox"/>		
非常体制	≪奈良県・奈良管区気象台からの情報≫ <input type="checkbox"/> 「生駒市」に土砂災害警戒情報が発表	■ 気象情報の収集 ■ 避難情報の収集 ■ 施設内全体の避難誘導 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	事務局 現場スタッフ
	≪生駒市からの情報≫ ■ 土砂災害に対する避難勧告または避難指示(緊急)が発令		
	≪その他≫ <input type="checkbox"/>		

6. 情報収集及び伝達

(1) 情報収集について

各防災情報の収集方法は以下のとおりとする。

種別／種類	収集方法
《奈良地方気象台からの情報》	
[気象用法] ・大雨注意報 ・洪水注意報 ・大雨警報(浸水害・土砂災害) ・洪水警報 ・土砂災害警戒情報 ・特別警報	<input type="checkbox"/> テレビ(データ放送) <input checked="" type="checkbox"/> ラジオ <input checked="" type="checkbox"/> ホームページ <input checked="" type="checkbox"/> 登録制メール又はアプリ <input checked="" type="checkbox"/> 緊急速報メール(土砂災害警戒情報、特別警報のみ)
《河川管理者からの情報》	
[洪水予報] ・氾濫注意情報 ・氾濫警戒情報 ・氾濫危険情報	<input type="checkbox"/> テレビ(データ放送) <input checked="" type="checkbox"/> ラジオ <input checked="" type="checkbox"/> ホームページ <input checked="" type="checkbox"/> 登録制メール又はアプリ <input checked="" type="checkbox"/> 緊急速報メール
《生駒市からの情報》	
[避難情報] ・避難準備・高齢者等避難開始 ・避難勧告 ・避難指示(緊急) ・避難所開設情報	<input type="checkbox"/> テレビ(データ放送) <input checked="" type="checkbox"/> ラジオ <input checked="" type="checkbox"/> ホームページ <input checked="" type="checkbox"/> 登録制メール又はアプリ <input checked="" type="checkbox"/> 緊急速報メール <input checked="" type="checkbox"/> 防災ツイッター <input checked="" type="checkbox"/> 防災行政無線(屋外拡張期)

(2) 情報伝達について

気象情報・洪水予報・避難情報など施設内の緊急連絡網に基づき関係者や施設利用者と情報共有を図る。

7. 防災関係連絡先一覧

連絡先名称	番号	備考
行政関係		
生駒市消防安全課	0743-74-1111	
生駒警察署	0743-73-0119	
奈良県河川課郡山土木事務所	0743-74-0110	
国土交通省大和川河川事務所	0745-73-6571	王寺出張所
ライフライン関係		
水道 アーバンハウス(株)	0743-75-4323	
NTT 西日本	0120-248-995	
関西電力	0800-777-3081	
施設関係		
生駒市社会福祉協議会	0743-75-0234	
その他		

8. 避難誘導

緊急避難場所及び屋内での安全確保を図る場所は下表のとおりとする。

(1) 避難場所へ避難

施設が直接被害を受ける恐れや施設内江の避難では危険が予測される場合

対象となる 災害種別	種別	避難場所の名称	移動距離 (m)	移動手段	備考
■	竜田川	セイセイビル	466m	徒歩	
□	土砂災害	セイセイビル	466m	徒歩	

施設周辺の避難経路は参考1のとおりとする。

※指定避難場所は生駒小学校となっているが、川の対岸に位置するため、高台にあるセイセイビルを避難場所に設定する。

(2) 屋内の安全な場所等へ避難

災害の状況により施設内での避難等で安全が確保される場合、又は避難場所への避難がかえって危険と判断される場合

対象となる 災害種別	種別	屋内での安全確保の場所	移動距離 (m)	移動手段	備考
■	竜田川	当事務所内	0m		
□	土砂災害	当事務所内	0m		

施設内の避難経路予備屋内での安全確保の場所は参考 2 のとおりとする。

9. 避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達および避難湯堂の際に使用する資機材、備蓄物資については、非常災害対策計画を参照する。これらの資機材については、日ごろからその維持管理に努めるものとする。

10. 防災教育及び訓練の実施

施設職員及び利用者への防災教育及び訓練は、以下のとおりとする。

訓練の種別	訓練内容	実施時期
防災教育	本施設に係る災害について、勉強会を開催し、防災に関する知識と意識の向上を図る。	隔月(奇数月)1回実施
情報伝達訓練	施設に係る災害について、防災情報の伝達訓練を行い、防災情報の共有及び避難の指示等の円滑な情報伝達の向上を図る。	年1回実施
避難訓練	本施設に係る災害について、災害の危険性が高まった場合を想定し、円滑な避難行動の向上を図る。	年1回実施 ※ただし、簡易的なものを防災教育時に実施

参考 1 施設周辺の避難経路図



参考 2 施設内の避難経路及び屋内での安全確保の場所

